農業共済制度の概要

令和8年10月

農林水産省

Ⅰ　農業共済制度の仕組み

1. 制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける収穫量の減少等の損失を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補填する。

2. 対象品目

○　本制度では、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設を対象として事業を実施している。

対象品目一覧

事業種類	対象品目等
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、豚、馬
果樹共済	うんしゅうみかん、りんご、なし、ぶどう、うめ、もも、かき、おうとう、いよかん、キウイフルーツ、なつみかん、すもも、くり、びわ、パインアップル、指定かんきつ
畑作物共済	てん菜、大豆、ばれいしょ、たまねぎ、さとうきび、小豆、そば、いんげん、かぼちゃ、スイートコーン、茶、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（ビニールハウス等）

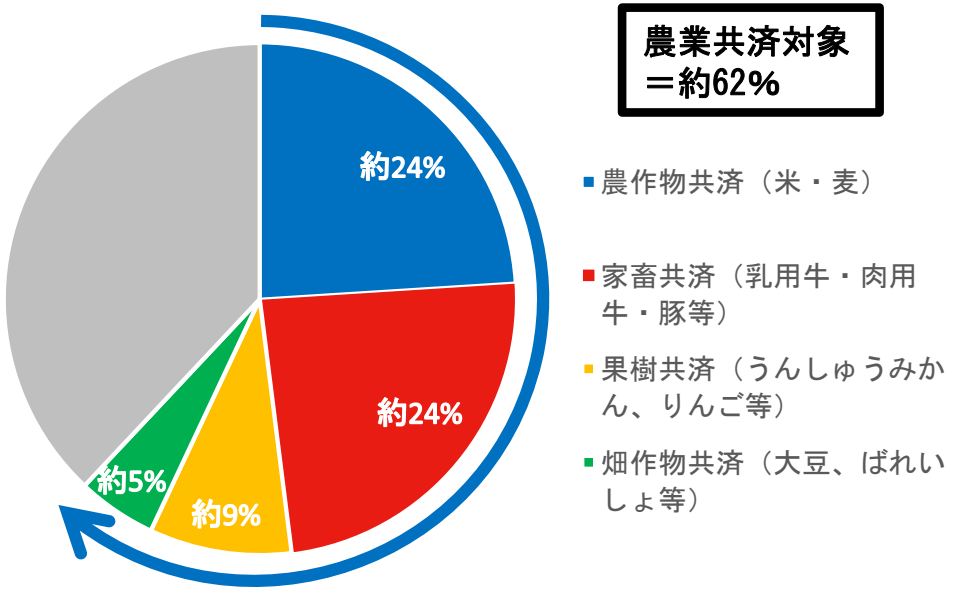
注１　家畜共済には、死亡廃用共済（家畜の資産価値を補填）と疾病傷害共済（家畜の診療費を補填）がある。
２　果樹共済には、収穫共済（果実の収穫量の減少等を補填）と樹体共済（樹体の損傷等を補填）がある。
３　指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第２８号及び甘平をいう。
４　以上のほか、任意共済を実施（建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、共済掛金の国庫負担はなし）

○　農業共済の対象品目が農業総産出額に占める割合は約６割程度であり、全ての品目をカバーしているわけではない。

○　制度発足当初は、農作物共済、家畜共済のみを実施していたが、一定の農業者ニーズがあり、かつ、事業の実施に必要となる客観的な収穫量や被害状況の把握が技術的・事務的に可能なものについて追加してきている。

例えば、年に作付が数回行われるような野菜（葉物野菜等）については、収穫量の確認等に係る事務が膨大となることから、対象としていない。

農業総産出額に占める農業共済対象品目の産出額割合



※令和６年生産農業所得統計を基に作成
※同年の農業総産出額は約10兆８千億円

3. 加入方法

○　農業共済への加入は、品目ごとに、農業者の意思で加入することとなっている（任意加入制）。

農業共済資格団体

以下の全ての要件を満たす集落営農等の任意組織については、組織単位で一体的に農業共済に加入できる。

① 構成員の全てが共済組合の区域内に住所を有すること
② 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の対象品目の耕作又は栽培を行う農業者のみが構成員となっていること
③ 共済掛金の分担、共済金の配分、代表者等について、規約を定めていること

○　加入単位は、個人又は法人ごとが基本であるが、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済では、農業者が構成する任意の組織（農業共済資格団体）でも加入できる。

組織単位での加入は、多数の農業者に係る共済契約が集約されることから、事務コストの削減効果がある。

農業共済資格団体の状況

（令和6年度末※農林水産省調べ）

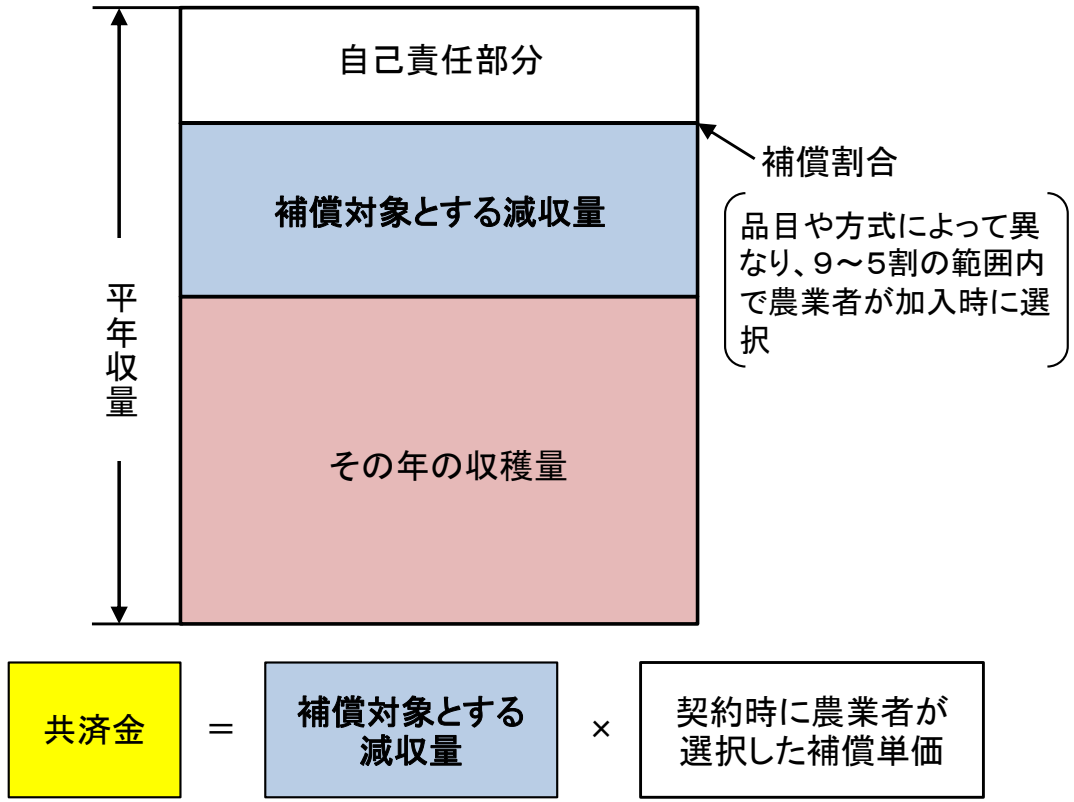
	加入資格団体数
農作物共済	2,256
果樹共済	5
畑作物共済	880
延べ	3,141

4. 収穫共済（農作物共済、果樹共済、畑作物共済）のスキーム

（1）補塡の仕組み

○　農作物共済、果樹共済及び畑作物共済は、災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に補償対象とする減収量に対し、共済金を支払う。

収穫共済の補塡の仕組み



(2)引受方式

○　共済契約は、支払基準及び損害評価方法の異なるいくつかの引受方式が定められており、その中から、農業者が選択することとなっている。

① 全相殺方式
② 半相殺方式
③ 地域インデックス方式
④ 災害収入共済方式

引受方式の概要

引受方式	支払基準	損害評価方法
全相殺方式	収穫量減少	出荷資料 青色申告の税務書類 確定申告の帳簿
半相殺方式	収穫量減少	現地調査
地域インデックス方式	収穫量減少	統計データ
災害収入共済方式	収穫量減少かつ 生産金額減少	出荷資料 青色申告の税務書類

全　相　殺　方　式　：農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
半　相　殺　方　式　：農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い
地域インデックス方式：農業者ごとに、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
災害収入共済方式：農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

引受方式(事業別)

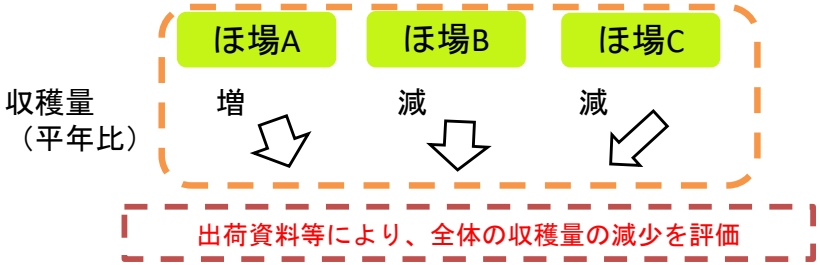
事業種類	全相殺	半相殺	地域 インデックス	災害収入
農作物共済	○※	○※	○※	○※
果樹共済	○	○	○	○
畑作物共済	品目ごとに引受方式が定められている			
(例)大豆	○	○	○	―
(例)てん菜	○	―	○	―

※農業者の選択により、ほ場ごとの深い被害を補償する「一筆半損特約」を付加できる。

（参考）引受方式のイメージ

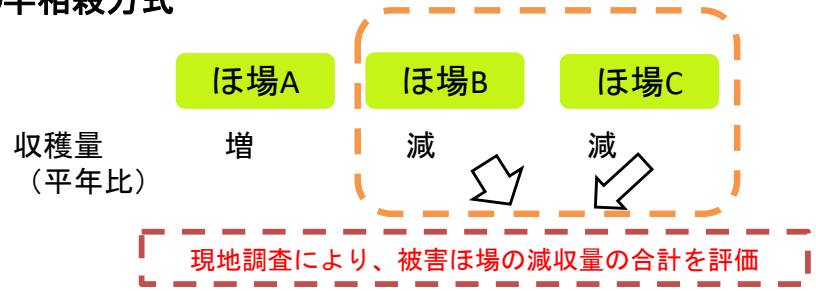
例：ある農業者が特定の品目につき、ほ場Ａ～Ｃで栽培。
　　ほ場Ａについては収穫量が増加、ほ場Ｂ、Ｃについては収穫量が減少。

①全相殺方式



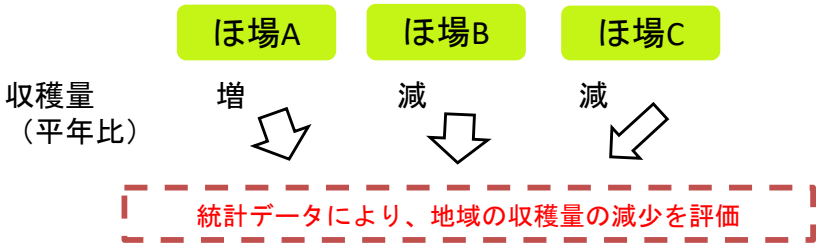
→この場合、ほ場A～Cの収穫量を合計し、平年の収穫量の一定割合（水稲：１割）を超えて減少すれば、共済金を支払う。

②半相殺方式



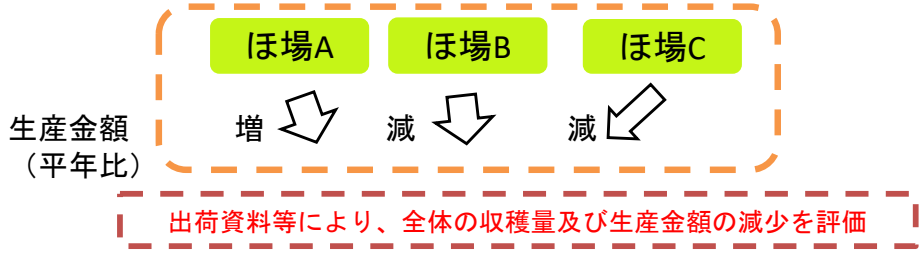
→この場合、ほ場B、Cの減収量の合計が、ほ場A～Cの平年収穫量の合計の一定割合（水稲：２割）を超えていれば、共済金を支払う。

③地域インデックス方式



→統計データの収穫量が平年の一定割合（水稲：１割）を超えて減少すれば、共済金を支払う（収穫量が減少したほ場がある場合に限る）。

④災害収入共済方式



→この場合、ほ場A～Cに係る生産金額を合計し、平年の生産金額の一定割合（水稲：１割）を超えて減少すれば、共済金を支払う（収穫量の減少を伴う場合に限る）。

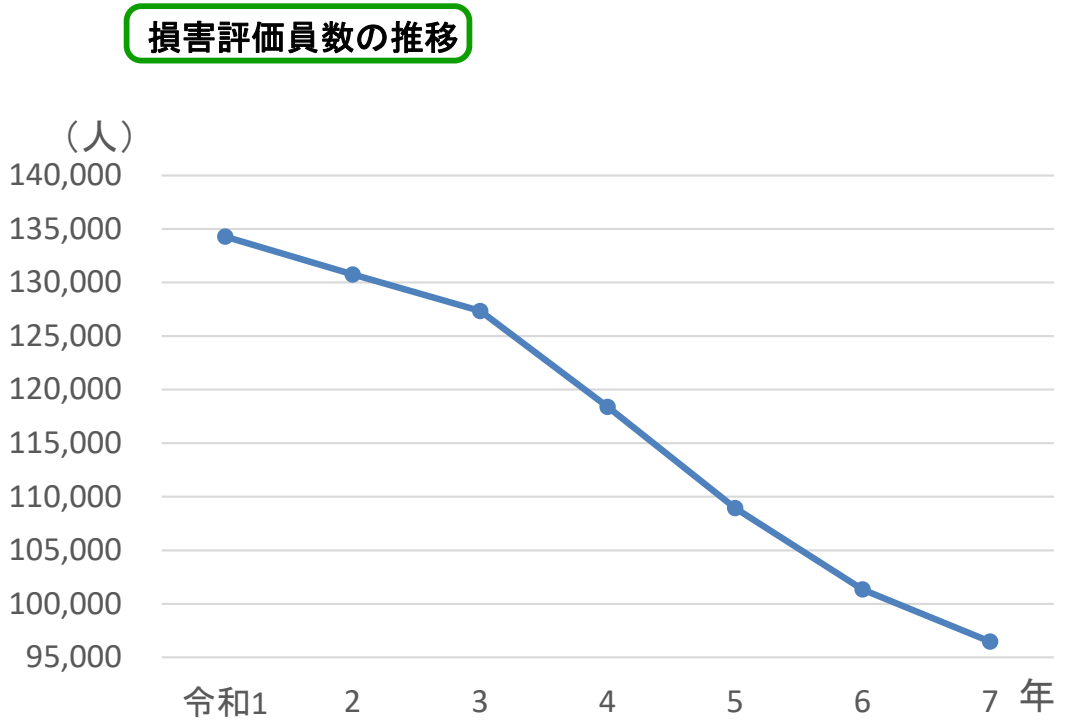
(3)損害評価業務

○　全相殺方式及び災害収入共済方式の損害評価業務の手順は、組合職員が、損害通知（被害申告）のあった農業者の出荷資料や税務書類からその農業者の収穫量を調査している。

○　半相殺方式の損害評価業務の手順は、農業者からの損害通知を受け、損害評価員及び組合職員が現地調査を行っている。

○　損害評価員は、あらかじめ農業共済組合が組合員である農業者から任命しており、令和７年度で約96千人となっている。

○　地域インデックス方式の損害評価業務の手順は、組合職員が、損害通知のあった農業者の地域の収穫量を統計データから調査している。



5. 家畜共済のスキーム

○　家畜共済は、

①死亡廃用共済（生命保険のようなもの）
家畜がと畜されずに、死亡や廃用※となった場合に、家畜１頭ごとの資産価値を補塡
※家畜としての使用価値を失ったもの

②疾病傷害共済（医療保険のようなもの）
家畜が疾病・傷害を負った場合に、診療費を補塡

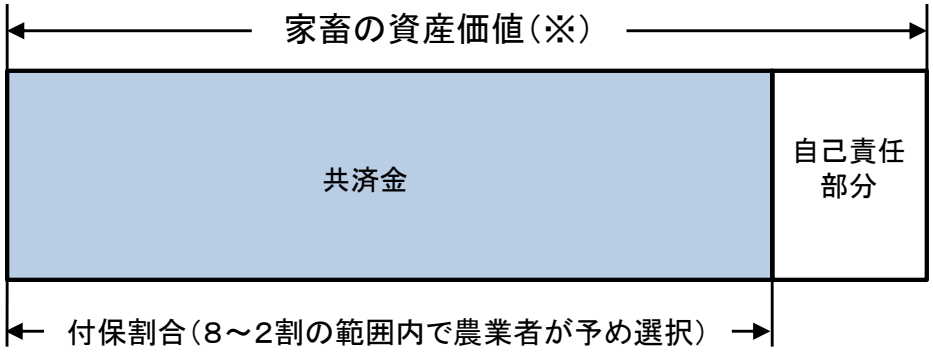
で構成されている。

○　事故が発生しそうな家畜を選んで加入する逆選択を防止するため、家畜の種類ごとに、全頭加入することを基本としている（包括共済）。

家畜共済の対象

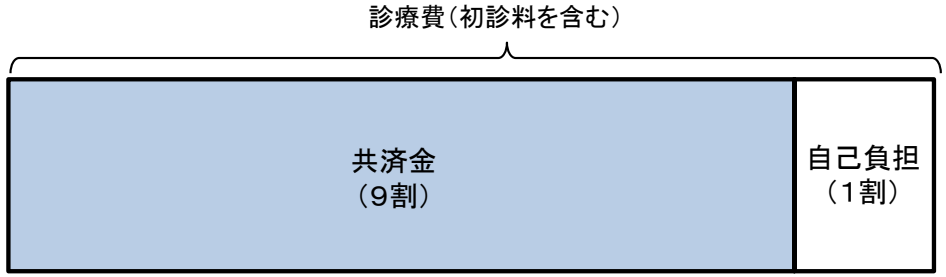
牛、豚、馬

死亡廃用共済の補塡の仕組み



※資産価値
・搾乳牛等の固定資産的家畜は、共済掛金期間の期首の資産価値
・肥育牛等の棚卸資産的家畜は、事故発生時の資産価値

疾病傷害共済の補塡の仕組み



○　損害評価業務は、農業者からの損害通知を受け、農業共済組合等の獣医師や職員が確認することとなっている。

○　加入家畜の診療等のため、多くの農業共済団体は家畜診療所を開設（全国で195か所(※)）　しており、家畜衛生のインフラとしての側面も有している。

※　令和７年４月１日時点

○　家畜の事故を抑制するため、国は家畜共済特定損害防止事業を措置し、農業共済組合が行う損害防止の取組を支援している。

農業保険法第126条及び附則第３条に基づき、組合等が、組合員に対し、農林水産大臣が定める特定の疾病の損害防止措置を指示した場合に組合等が行った損害防止措置にかかる経費の60/100を国庫から交付している。

家畜(産業動物)を診療する獣医師の内訳

	獣医師数	割合
個人開業	2,017人	46.78%
農業共済団体	1,653人	38.33%
その他	642人	14.89%
全体	4,312人	100.00%

農林水産省調べ（令和６年12月末時点）

対象疾病と取組頭数（令和７年度）

		乳用牛	肉用牛
1	呼吸器疾患	120	2,685
2	繁殖障害	125,839	30,565
3	運動器疾患	2,922	135
4	牛リンパ腫	3,285	3,208
5	周産期疾患	9,330	4,023
6	乳房炎	20,878	-
7	新生子異常	2,769	2,487

※１～７については令和７年度計画の集計(全国で29組合が取組。)。

6. 園芸施設共済のスキーム

○　園芸施設共済は、ガラス温室やビニールハウスなどの園芸施設が、災害により損害を受けた場合に、被害の程度に応じて共済金を支払う（損害保険のようなもの）。
※施設本体の設置期間のうち、被覆していない期間も対象

○　対象は、施設本体に加え、農業者の選択により、附帯施設や施設内農作物についても、追加することが可能である。
　また、復旧費用の補償、撤去費用の補償も特約で追加できる。

○　補償額は、標準コースでは、築年数に応じて設定（再建築価額の８～４割まで）する。

○　標準コースに加えて、補償額を上乗せする特約を付加することができる。

①復旧費用特約（被覆材は対象外）
　再建築価額の８割まで補償

②付保割合追加特約
　再建築価額の最大２割を補償

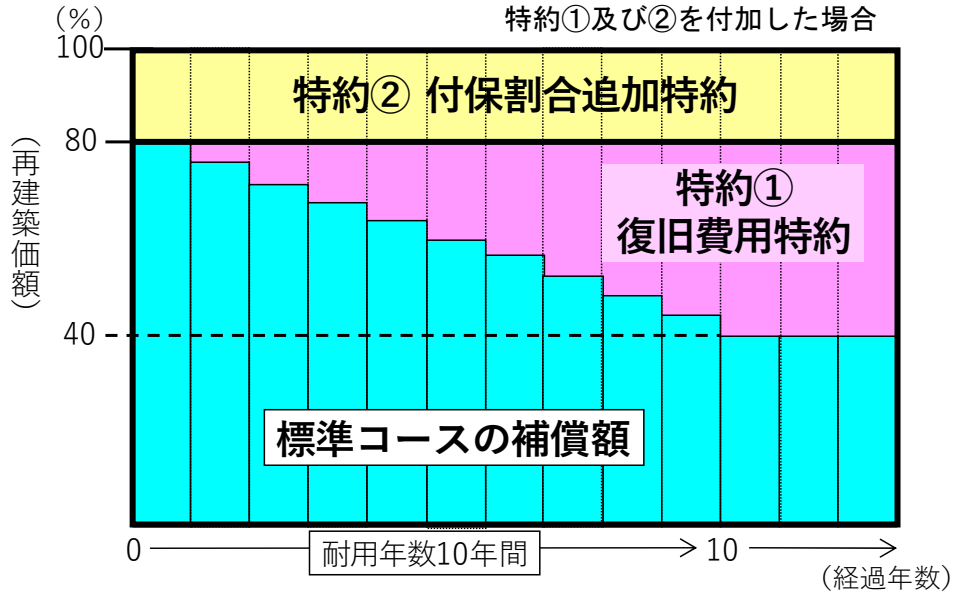
③小損害不塡補１万円特約
　損害額が１万円を超える場合から補償
　（標準コースは損害額が３万円を超える場合から補償）

※これらの特約には、国の掛金補助はない。

園芸施設共済の対象

施設名等	具体的内容
施設本体	ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
附帯施設	暖房施設、給水施設、換気施設、照明施設等
施設内農作物	園芸施設内で栽培される農作物 （他の共済で対象となっているものを除く。）

築年数に応じた補償額のイメージ図（パイプハウスの場合）



※特約①及び②は、両方を付加又はいずれか１つのみを付加することも可能。
※特約②は付保割合８割を選択した場合に付加することが可能。

○　一方、以下の方法で、掛金負担を抑えて、加入することもできる。

①補償範囲から外す損害の金額を、10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかから選択すると、選択したコースに応じて、掛金を割引き

②生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割引き

③太いパイプ（31.8㎜以上）ハウス等にすると、掛金を15%割引き

Ⅱ　農業共済制度の実施状況

1. 契約実績

○　令和７年産（度）において、共済金額（最大補償額）の総額は、約３兆５千億円であり、農作物共済が約２割、家畜共済が約４割、園芸施設共済が約３割を占めている。

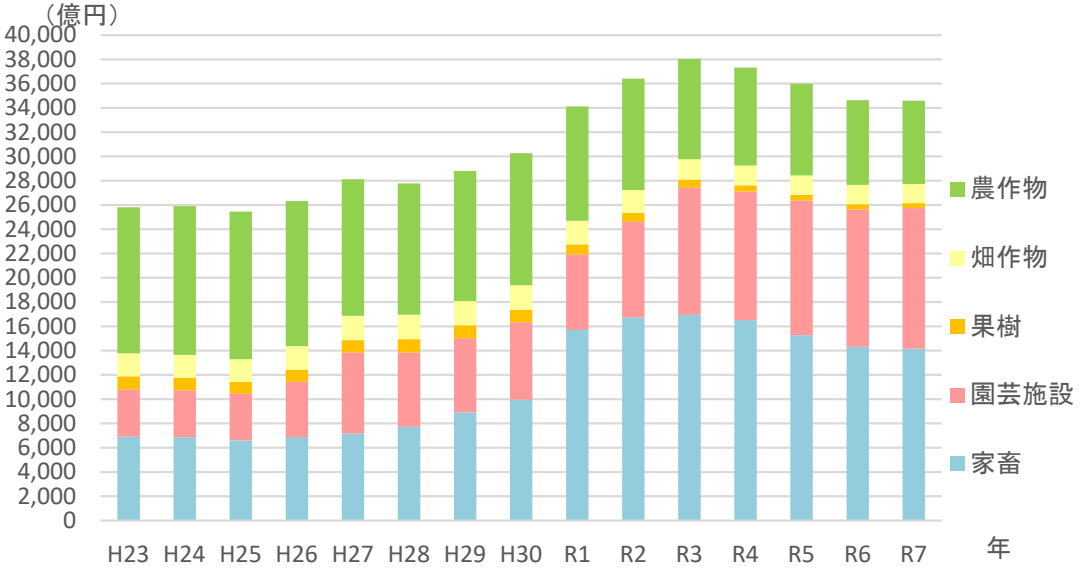
○　園芸施設共済は復旧費用特約等の導入（平成27年から適用）や、園芸施設の評価額の見直し（令和３年度から適用）等、家畜共済は、牛の市場価格の上昇や棚卸系家畜の評価額の見直し（令和元年から適用）等により、近年共済金額が増加している。

○　加入率（収入保険との選択加入である作物は、収入保険と合わせた農業保険としての加入率）は、水稲、麦及び家畜共済は比較的高位にある※。園芸施設共済も年々増加しており80%となっている。また、畑作物共済は68%、果樹共済は28%となっている。

※　水稲、麦については、平成30年産まで共済への加入が義務づけられていた。

○　果樹共済では、収入保険への移行が進んでいるほか、病虫害や凍霜害等の被害を受けやすく掛金率が高いことや、農業者によっては出荷時期の異なる複数品種の栽培や防災施設を用いることでリスク回避を行っているなどの要因により、加入が進んでいない。

共済金額の推移



引受実績

（令和7年産(度)実績）

対象品目等		引受件数	引受面積・頭(棟)数	加入率 R3	加入率 R4	加入率 R5	加入率 R6	加入率 R7	（参考）農業共済のみの加入率 R6
水稲		59.0万件	70.3万ha	83%	81%	79%	81%	80%	48%
麦		2.0万件	17.4万ha	97%	96%	97%	96%	95%	59%
乳用牛	死亡廃用	1.0万件	170.8万頭	92%	91%	90%	89%	88%	
	疾病傷害		115.3万頭						
肉用牛	死亡廃用	3.0万件	284.9万頭	92%	92%	92%	90%	88%	
	疾病傷害		146.4万頭						
果樹共済（収穫）		2.4万件	1.3万ha	23%	24%	26%	28%	28%	9%
畑作物共済		3.8万件	19.5万ha	67%	70%	68%	70%	68%	50%
園芸施設共済		14.9万件	59.2万棟	70%	74%	77%	80%	80%	

※1　加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。
※2　作物の農業共済のみの加入率は、共済引受がある県の合計により算出。

2. 共済掛金率

○　共済掛金率は、品目ごと、引受方式等ごとに、過去一定年間の被害発生の状況等を踏まえて中長期的に保険収支が均衡するよう、国が基準となる率を農業共済組合ごとに設定している。

○　各農業共済組合は、国が設定した基準となる率を基礎に、農業者ごとの被害の発生状況に応じて、危険段階別に共済掛金率を設定することとしている。

○　共済掛金については、農業者の負担軽減を図るため、国が原則として50%を負担している。

農業者が負担する共済掛金率の例

（1）農作物、果樹、畑作物の各共済（全国平均）　（単位：%）

引受方式	補償割合	農作物共済（水稲）【令和６～８年産】	果樹共済（ぶどう）【令和８～10年産】	畑作物共済（大豆）【令和７～９年産】
全相殺	9割	0.47(0.49)		3.04
	8割	0.29(0.32)		1.97
	7割	0.18(0.21)	1.54	1.28
	6割		1.10	
	5割		0.81	
半相殺	8割	0.28(0.31)		3.38
	7割	0.18(0.22)	1.64	2.30
	6割	0.14(0.18)	0.77	1.57
	5割		0.39	
地域インデックス	9割	0.14(0.21)	0.53	1.84
	8割	0.08(0.15)	0.09	0.94
	7割	0.05(0.12)	0.02	0.46
災害収入	9割	0.51(0.52)		
	8割	0.27(0.30)	1.42	
	7割	0.24(0.27)	0.64	
	6割		0.27	

※　（　）内は、一筆半損特約を付加した場合。

（2）園芸施設共済（全国平均）
パイプハウス【令和6～8年度】

〇園芸施設共済は、小規模な被害を補償範囲から除外することで掛金率を割引きできる。除外する金額（農業者が選択）ごとの共済掛金率は以下のとおり。

（単位：%）

農業者が選択した金額	共済掛金率
3万円	0.92
10万円	0.52
20万円	0.30

〇また、各種特約ごとに上乗せされる共済掛金率は以下のとおり。

（単位：%）

特約	共済掛金率
復旧費用特約 （3万円コースを選択した場合）	0.86
小損害不塡補1万円特約	0.02

（3）家畜共済（全国平均）

（単位：%）

①死亡廃用共済
【令和8年4月～令和11年3月】

畜種	共済掛金率
乳用牛	2.31
肉用牛	1.03
馬	1.21

②疾病傷害共済
【令和8年4月～令和11年3月】

畜種	共済掛金率等
乳用牛	15.23
肉用牛	14.61
一般馬	31.11
種豚	6.33

農業者が選択する共済金額の水準を加味した値

3. 共済金の支払

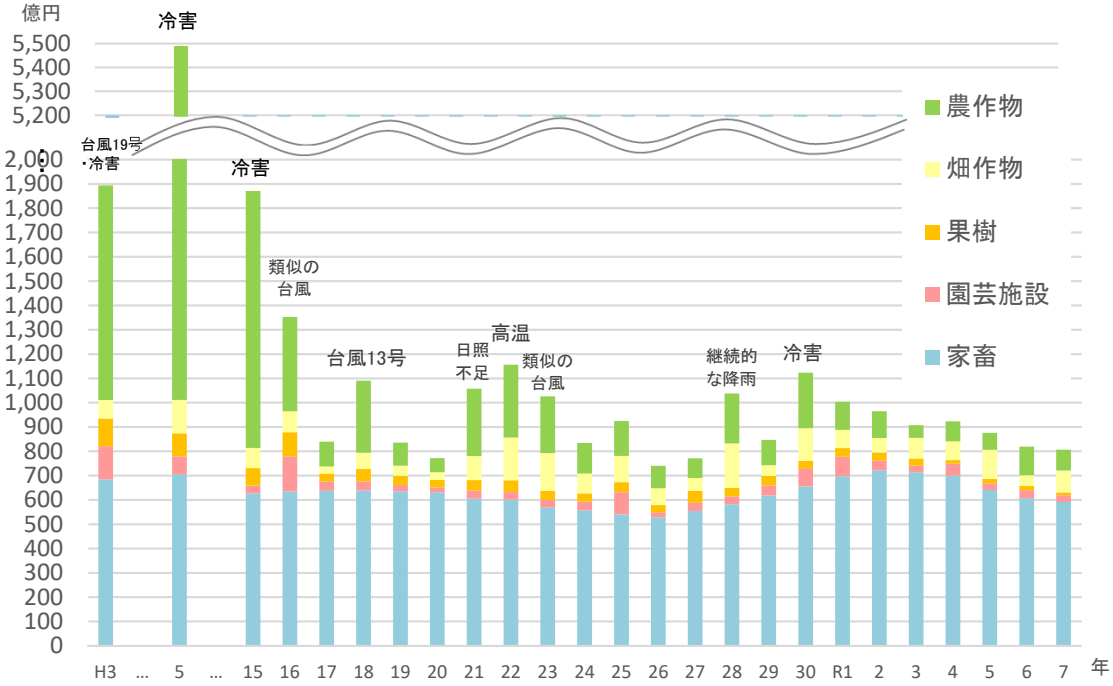
○　共済金の支払額は、自然災害等の多寡により変動する。

○　冷害時等には共済金の支払いが数千億円に及ぶこともあったが、ここ数年、共済事業全体の共済金支払額は900億円程度で推移している。

大災害時の共済金支払例
平成５年（冷害）：水稲を中心に共済事業全体で約5,500億円を支払い
平成15年（冷害）：水稲を中心に共済事業全体で約1,800億円を支払い

○　家畜共済については、自然災害等の影響は小さく、毎年600億円程度の共済金を支払っている。

共済金支払額の推移



共済事業別の共済金支払額（令和7年産（度））

（Ｒ８．８末時点）

事　業	支払対象	共済金（百万円）
農作物共済	29千戸	8,627
うち水稲	21千戸	2,886
家畜共済（死廃事故）	495千頭	32,649
家畜共済（病傷事故）	2,216千件	26,517
果樹共済	3千戸	1,183
畑作物共済	12千戸	9,009
園芸施設共済	20千棟	2,751
合　計		80,735

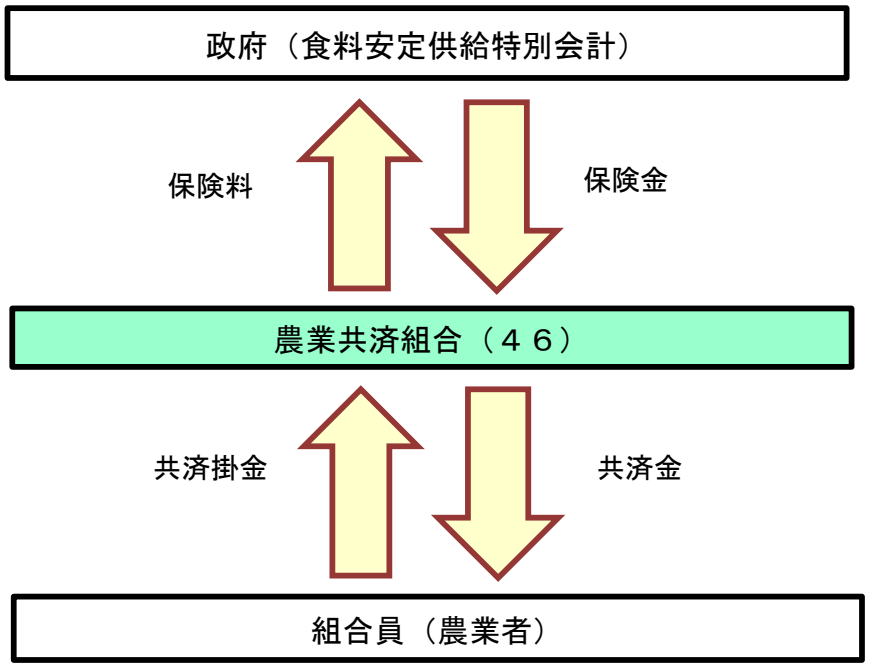
Ⅲ　農業共済制度の運営体制

○　農業共済の実施主体は、農業共済組合。
　これまで県内の地域ごとに設立されていたが、組織の体制強化や効率化のため、合併を推進してきており、46都道府県で、県域を単位とした農業共済組合が設立されている。

○　農業共済組合は、管内の組合員（農業者）と共済契約を締結し、共済掛金を徴収し、被災した農業者に共済金を支払っている。

○　また、農業共済組合の共済金支払が多額となるような大災害に備えて、政府が再保険を行っている。

農業共済の運営体制



注１　加入経営体数　約78万経営体（令和６年度末※農林水産省調べ）
注２　茨城県においては、１農業共済組合連合会、３農業共済組合で運営。

○　なお、収入保険事業の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）は、同事業の運営のほか、農業共済組合等が実施していない品目の共済事業や任意共済の再保険事業を行うことができることとなっている。

農業共済団体の役職員数

	H27	R2	R7
農業共済団体数	215	69	50
役員数（人）	2,700	1,248	901
職員数（人）	7,619	6,736	5,954

※　全国連合会の役職員数は除く。

Ⅳ　農業共済関係予算

農業保険法に基づき、農業共済については、以下の予算が措置されている（義務的経費）。

①　共済掛金国庫負担金

（農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担）

②　農業共済事業事務費負担金

（農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担）

農業共済関係予算の推移

（単位：百万円）

事　　項	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
農業共済関係	85,322	84,208	83,888	82,272	80,113	81,363	80,087
うち							
①共済掛金国庫負担金	50,110	50,110	50,110	48,773	46,888	47,410	46,059
②農業共済事業事務費負担金	34,777	33,680	33,360	33,080	32,806	33,502	33,578